

田原市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たり、推進計画の作成に関する協議及び推進計画の実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき、田原市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津波避難方法・津波対策施設に関すること。
- (2) 津波被害を軽減するための地域づくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波対策に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関

連のある者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(検討ワーキング会議等)

第8条 協議会は、必要に応じて、検討ワーキング会議等を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、消防本部防災対策課にて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。